

[事案 25-121] 損害賠償請求

・平成 26 年 3 月 24 日 裁定終了

<事案の概要>

満期保険金への贈与税課税の説明義務違反を理由に損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

契約者を自分、満期保険金受取人を配偶者として平成 14 年 4 月に契約した 5 年ごと利差配当付養老保険が、平成 24 年 4 月に満期を迎え、満期保険金を受け取った。ところが、平成 25 年 7 月に所轄税務署から配偶者に対して贈与税の申告ならびに納税命令があり、延滞税等を納税したため既払込保険料に対し元本割れが生じてしまった。

以下の理由により、説明義務違反があることから損害賠償を求める。

- (1) 契約の際、募集人から契約者と保険金受取人が異なる場合には、満期保険金が贈与税の対象となることの説明がなかった。
- (2) 契約後満期を迎えるまでの 10 年の間にも、上記(1)についての説明はなかった。
- (3) 税金は、契約者にとって重要な意思決定の要件となるので、募集人には当然説明すべき義務がある。しかしながら、説明義務とは、説明された者がその内容を理解したかどうかのポイントとなるところ、募集人は、自分が税金の違いを理解できるように説明していなかった。

<保険会社の主張>

契約時には、保険金を受け取る際の税金に関する説明が記載された「ご契約のしおり」を申立人に手交しており、また、満期手続の案内にも税金に関する説明を記載していることから、十分な説明が行われているため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、説明義務違反を理由とした、不法行為（民法第 709 条）にもとづく損害賠償請求であると判断する。

2. 説明義務違反について

以下の理由により、申立人の主張は認められない。

- (1) 仮に税金を負担することが損害であるとしても、納税義務者として税金を支払うべき者は、贈与税の場合には受贈者（申立人の配偶者）であり、契約者である申立人は損害を負うものではないため、申立人が損害賠償を請求することは本来できないが、紛争の早期解決のため、この点を問題とすることなく、判断する。
- (2) 説明義務とは、契約締結にあたり、一般人において契約締結意思を決定するうえにおいて重要な事実を告げなければならないことを意味する。ただし、この説明は必ずしも口頭でなされる必要はなく、内容によっては文書でなされればよい。
- (3) 本件にかかわらず、一般的に税法上どのような場合に課税されるかという問題は複雑で

あり、税務の専門家ではない保険の募集人に税法上の問題を説明する義務を負わせることは相当ではない。また、節税対策になる等の税法上の利益を強調して保険契約の勧誘を行った場合にはこの限りではないが、本契約はその種のものではないことから、募集人の口頭の説明が無かったとしても、それ自体で説明義務違反とはならない。

(4) 契約者と満期保険金の受取人が別人の場合、贈与税が課税されることは、「ご契約のしおり」に明確に記載されている。また、満期日の約3カ月前に契約者に送付された「満期のお知らせ」には、「受取人が契約者と異なる場合、贈与税の課税対象となります。(中略) 詳しくは、同封の『満期のしおり』をご覧ください。受取人を契約者に変更される場合は、満期日の前日までに名義変更のお手続きをしていただくようお願いいたします。

(一時所得の課税対象となります)」との記載があり、同封された「満期のしおり」には、契約者と受取人が別人の場合には、贈与税が課税されることが記載され、かつ、この場合の課税の方法が別頁に詳しく説明されている。そして、受取人変更についての説明もあり、贈与税の負担を回避する方法が存在することも説明している。

(5) このように、保険会社は、仮に契約申込時に申立人が「契約のしおり」の記載を認識しなかったとしても、課税の具体的内容を理解し、契約申込時に認識した場合と同様の措置をとれるような説明に配慮しており、以上の全体を総合的に判断すると、保険会社は説明義務を尽くしたものと評価できる。